

【ご活用ください】通院交通費を助成しています

町では、下記の心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療等にかかる通院交通費について助成をしています。

該当される方は、役場町民福祉課福祉グループ、または役場上厚真支所に申請してください。



種別	在宅精神障がい回復者の通院および通所	腎臓機能障害者(人工透析)および指定難病・肝炎患者の通院	重度心身障がい児等の通院
対象者	町内に住所があり、かつ居住されている方で、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。 (生活保護受給者を除く)	町内に住所があり、かつ居住されている方で、下記のいずれかに該当する方。 (生活保護受給者を除く) 1 人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方。 2 特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方。 3 ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方。	町内に住所があり、かつ居住されている方で、18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がいは3級まで)所持者、療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童、および精神障害者保健福祉手帳を所持する児童。 (生活保護受給者を除く) ※保護者等の介護者1名についても対象となります。
助成内容	精神障がい等の治療に要する町外の医療機関の通院に要する交通費について助成します。	人工透析のための通院、および当該特定難病・肝炎治療に係る町外の医療機関の通院に要する交通費について助成します。	障がいを理由としたリハビリまたは更生医療のために町外の医療機関の通院に要する交通費について助成します。
通院期間	平成27年4月分～平成27年9月分まで		
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 通院交通費助成金交付申請書 通院証明(医療機関で証明印をもらいます) (通院交通費助成金交付申請書と通院証明の用紙は、役場町民福祉課福祉グループまたは役場上厚真支所にあります) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し 		
申込期限	平成27年10月9日(金)までに申請してください。		

重度の
要介護の方

障がい者の方

妊産婦の方

に商品券(5,000円分)を配布します

今年度、北海道庁では、経済的な負担を軽減するため、一定の要件を満たした要介護の方・障がい者の方・妊産婦の方で、申請をされた方に対して、北海道内の取扱店をご利用頂ける商品券(5,000円分)を配布します。



給付対象の方

■要介護・障がい者の方

平成27年4月1日時点で北海道または道内市町村が認定している次の項目に該当する方

- ①要介護認定3以上の方
- ②障害支援(程度)区分4以上の方
- ③特別障害者手当受給者の方
- ④経過的福祉手当受給者の方
- ⑤特別児童扶養手当受給者の方

■妊産婦の方

平成27年1月1日～平成27年12月31日までの期間に「母子健康手帳」を交付された方で、申請時に北海道内に居住している方



申請方法

■要介護・障がい者の方

事務局から「事業案内兼交付申請書」が送付されます。

「申請書」を返信していただくことにより、商品券をお送りします。

申請期限 平成27年11月30日(当日消印有効)

■妊産婦の方

「母子健康手帳」交付時に、市区町村の各担当窓口から「商品券交付申請書」封筒を受け取り、「申請書」を返信していただくことにより商品券をお送りします。(既に「母子健康手帳」の交付を受けている方は、町から個別通知済みです。)

申請期限 平成27年12月31日(当日消印有効)

商品券ご利用期間

平成27年10月1日～平成28年1月31日

このほか、詳細は特設ホームページ (<http://www.heartful-premama-hkd.jp/>) をご覧ください。

■問い合わせ先■

厚真町役場町民福祉課 福祉グループ

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

☎0145-26-7872 FAX0145-26-7733 【メール】hukushi@town.atsuma.lg.jp

問い合わせ先

【要介護・障がい者の方】ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業事務局 (☎011-330-8041)

【妊産婦の方】こんにちは赤ちゃん・プレママ臨時サポート事業事務局 (☎011-330-8523)